

公立大学法人岩手県立大学ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人岩手県立大学ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「ネーミングライツ事業」とは、大学施設の名称に企業名又は商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、公立大学法人岩手県立大学（以下「本学」という。）は施設命名権者（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て施設の管理運営に役立て、本学の教育環境の整備を目的として行う取組をいう。

なお、愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、岩手県立大学施設管理規程で定める施設の名称は変更しないものとする。

(対象施設の選定)

第3条 対象施設は、別表に掲げる施設をいう。

(ネーミングライツ料の算定基準)

第4条 提案者の提案する金額を検討の上、決定するものとする。その際、最低提案金額を定めることができるものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、原則として3年から5年とし、更新を妨げないものとする。

(ネーミングライツスポンサーの募集)

第6条 ネーミングライツスポンサーの募集は、原則として公募により実施することとし、募集に際して必要な事項は、別途、募集要項に定めるものとする。

また、募集開始後は、随時募集とし締切はそれぞれの施設等において最初の応募者を受け付けた後1か月とする。（応募を受け付けた場合は、応募があったことをホームページに掲載する。）

(ネーミングライツスポンサーの資格要件)

第7条 法人又は団体であること。なお、次の各号に該当する者は資格要件がないものとする。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する者
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の者
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) その他大学施設を広告媒体とする広告に係る事業者として適当でないと認められる者

（愛称等の条件）

第 8 条 施設の愛称は、学生、教職員及び施設利用者に親しみをもって使用されるものであること。なお、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (9) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (10) 比較広告（自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し、商品等の内容又は取引条件を比較する広告をいう。）
- (11) 人事募集又は解雇広告に関するもの
- (12) 医療行為に類似したサービス又は医療用具器具に類似した商品に関するもの
- (13) その他大学施設の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

2 ネーミングライツスポンサーが、スポンサーメリットの一環として、施設内に自社の商品等のポスターを掲示し、又はパンフレット等を配架する場合は、前項各号に該当するものを掲示又は配架してはならない。

（選定方法）

第 9 条 ネーミングライツスポンサーの応募があった場合は、優先交渉者を選定するため、別に定めるところにより選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、次の項目について選定基準を定めて審査し、優先候補者を選定する。なお、応募者が 1 者の場合であっても、選定委員会において、ネーミングライツスポンサーとしての適格性等を審査するものとする。

- (1) 経営の安定性及びコンプライアンスへの取組
- (2) 希望する愛称
- (3) ネーミングライツ料、期間等の契約条件

（契約の締結等）

第 10 条 本学は、優先候補者との調整を経てネーミングライツスポンサーを決定し、契約を締結するものとする。

2 本学は、ネーミングライツスポンサーに決定した企業又は団体の名称、大学施設の愛称について公表す

るものとする。

3 契約を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の契約について優先的に交渉することができる。

(契約の解除)

第11条 ネーミングライツスポンサーに、次の各号に該当する事態が発生し、又は事実が判明したときは、本学は、ネーミングライツスポンサーの合意を得ることなく契約を解除することができる。

この場合において、原状回復等に要する費用は、ネーミングライツスポンサーが負担するものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までにネーミングライツ料を納付しなかったとき。
- (3) ネーミングライツスポンサーが、本学の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) ネーミングライツスポンサーが、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) ネーミングライツスポンサーが、第7条に定めるネーミングライツスポンサーの資格要件及び第8条に定める愛称等の条件に抵触する事実が判明したとき。
- (6) 申込みの内容に虚偽があると判明したとき。
- (7) ネーミングライツスポンサーの倒産又は破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (8) ネーミングライツスポンサーが書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (9) 本学の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(ネーミングライツスポンサーの責務)

第12条 ネーミングライツスポンサーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、本学とネーミングライツスポンサー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象施設一覧表

施設位置	施設名	延床面積（㎡）
屋内施設	共通講義棟（棟の愛称として募集）	3,198.90
	メディアセンター（図書館）	887.00
	食堂2階・3階	481.50
	アリーナ（体育館）	1034.30
	プール	637.50
	サブアリーナ	227.30
屋外施設	テニスコート	
	野球場	
	サッカー場	
	陸上競技場	